

問題 1

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2009 年度第 12 問。権力分立についての理解を問う基礎的な問題。権力分立原理は、権力相互の抑制・均衡を通じて憲法の最高法規性を守るという側面を有しており、憲法保障の制度の 1 つとして理解される。

問題 2

【正解】 1

【解説】 共通問題。日本国憲法制定の法理に関する思考力を問うやや発展的な問題。「ポツダム宣言の受諾によって法的に一種の革命が生じた」と解する学説である八月革命説は、憲法改正手続規定によっても主権の所在を変更するような改正はできないとする憲法改正限界論を前提とするものである（宮沢俊義『憲法の原理』〔岩波書店、1967 年〕383～384 頁）。

問題 3

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2016 年度第 2 問改題。憲法 9 条についての判例の知識を問うやや発展的な問題。砂川事件判決（最大判昭和 34・12・16 刑集 13 卷 13 号 3225 頁）は、米軍の駐留の合憲性について検討したものであって、日本国の負う共同防衛義務を集団的自衛権の行使として正当化したものではない。

問題 4

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2016 年度第 3 問。人権保障の歴史についての理解を問う基礎的な問題。違憲審査制が各国に広まったのは、20 世紀半ば以降のことであり、それ以前にはアメリカなど限られた国でのみ行われていた。

問題 5

【正解】 2

【解説】 共通問題。法人あるいは団体の人権享有主体性に関する学説の理解を問う基礎的な問題。宗教法人のような団体が信教の自由を、また学校法人が学問の自由を主張することについて、学説上ほぼ異論はない。

問題 6

【正解】 2

【解説】 2 年次向け。夫婦同氏の原則に関する新しい判例の正確な理解を問う発展的な問題。最高裁は、「婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」としている（最大判平成 27・12・16 民集 69 卷 8 号 2586 頁）。

問題 7

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2015 年度第 3 問改題。団体の行為と構成員の思想・良心の自由との関係についての理解を問う基礎的な問題。群馬司法書士会事件（最判平成 14・4・25 判時 1785 号 31 頁）は、問題文のような事案において、決議は団体の権利能力の範囲内であり、かつ公序良俗に反せず有効であるとした。

問題 8

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2013 年度第 9 問。集会の自由の規制に関する主要判例の知識を問う基礎的な問題。広島市暴走族追放条例事件判決（最判平成 19・9・18 刑集 61 卷 6 号 601 頁）の趣旨を理解しているかを確認する問題である。判例は、条例の規定を合憲限定解釈した上で、問題文のように判示している。

問題 9

【正解】 1

【解説】 2 年次向け。表現の場としての公立図書館に関する判例の知識と理解を問うやや発展的な問題。最高裁は、「公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない」と判示した上で、「著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権である」とし、問題文のように述べている（最判平成 17・7・14 民集 59 卷 6 号 1569 頁）。

問題 10

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2016 年度第 8 問。学問の自由に関連する教科書検定制度の合憲性に関する判例の知識を問う基礎的な問題。教科書検定事件〔第 1 次〕判決（最判平成 5・3・16 民集 47 卷 5 号 3483 頁）は、問題文のように判示している。

問題 11

【正解】 1

【解説】 共通問題。財産権の事後的な変更の理解を問う基礎的な問題。国有農地売却特措法事件（最大判昭和 53・7・12 民集 32 卷 5 号 946 頁）は問題文のように述べている。

問題 12

【正解】 1

【解説】 2 年次向け。裁判の公開に関する判例の知識と理解を問うやや発展的な問題。最高裁は、いわゆる強制調停違憲決定（最大決昭和 35・7・6 民集 14 卷 9 号 1657 頁）において、純然たる訴訟事件については公開法廷における対審・判決が求められるとし、問題文のように判示している。

問題 13

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2010 年度第 11 問。生存権に関する判例の理解を問う基礎的な問題。総評サラリーマン税金訴訟判決（最判平成元・2・7 判時 1312 号 69 頁）では、最高裁は、「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて「具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」として幅広い立法裁量を認めている。また、自由権的側面の侵害については言及していない。

問題 14

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2009 年第 11 問。労働基本権に関する重要な判例の基本的な知識と理解を問う基礎的な問題。前半の記述は、全農林警職法事件最高裁判決（最大判昭和 48・4・25 刑集 27 卷 4 号 547 頁）が指摘するところであり、また、後半は人勧スト事件最高裁判決（最判平 12・3・17 判時 1710 号 168 頁）の判旨に沿った記述であり、正しい。

問題 15

【正解】 1

【解説】 共通問題。既修者試験 2015 年度第 17 問。国務大臣の責任についての理解を問う基礎的な問題。本問のような決議は可能である。憲法 69 条の不信任決議等のような法的な効果が生じないだけである。

問題 16

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。既修者試験 2010 年度第 18 問。実質的証拠法則の合憲性に関する理解を問うやや発展的な問題。実質的証拠法則を採用している現行法については、いずれも問題文のような定め（電波法 99 条等）があることを根拠として合憲と解されている。

問題 17

【正解】 2

【解説】 2 年次対象。最高裁判所規則に関する思考力を問う発展的な問題。「裁判所の内部規律」及び「司法事務処理」については最高裁判所規則の専管事項であるとする一部専管事項説によると、規則の専管事項については、仮に法律が制定されたとしても、効力を発揮するのは規則と解されることになる。

問題 18

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。既修者試験 2013 年度第 19 問。違憲判断の方法に関する学説の理解を問うやや発展的な問題。郵便法違憲判決（最大判平 14・9・11 民集 56 卷 7 号 1439 頁）は、問題文のような法令の意味の一部違憲判決を下した。

問題 19

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。既修者試験 2016 年度第 19 問。租税法律主義について判例の知識を問うやや発展的な問題。最判平成 23・9・22 民集 65 卷 6 号 2756 頁の判示するところである。

問題 20

【正解】 1

【解説】 共通問題。地方自治に関する思考力を問う基礎的な問題。地方公共団体の組織体系は立法政策にすぎないという立場に立つ論者も、かかる立法政策に「地方自治の本旨に基いて」（憲法 92 条）という条件が課されていることは認めている。

問題 21

【正解】 3

【解説】 2 年次対象。既修者試験 2016 年度第 21 問改題。特別な法律関係における人権について判例の知識を問う発展的な問題。全農林事件判決（最大判昭和 48・4・25 刑集 27 卷 4 号 547 頁）は、1 のような違法な争議行為のあおり行為を処罰しても違憲ではないとしている（1 は誤り）。堀越事件判決（最判平成 24・12・7 刑集 66 卷 12 号 1337 頁）は、2 のような行為について国家公務員の政治的中立性を実質的に損なうおそれがないものとして無罪としている（2 は誤り）。3 はよど号ハイジャック記事抹消事件判決（最大判昭和 58・6・22 民集 37 卷 5 号 793 頁）の趣旨に照らして正しい。受刑者信書発信制限事件判決（最判平成 18・3・23 判時 1929 号 37 頁）は、4 のような場合について刑事施設内の規律・秩序の維持等の点で放置できない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がある場合に限り、信書の発信を制限できるとしている（4 は誤り）。寺西判事補事件決定（最大決平成 10・12・1 民集 52 卷 9 号 1761 頁）は、裁判官が一国民として法律の制定に反対の意見を持ち、その意見を裁判官の独立及び中立・公正を疑わしめない場において表明することまでは禁止されないとしている（5 は誤り）。

問題 22

【正解】 2

【解説】 共通問題。既修者試験 2013 年度第 21 問改題。憲法 14 条 1 項後段の「社会的身分」の意義の理解及び思考力を問うやや発展的な問題。1 は正しい（最大判昭和 39・5・27 民集 18 卷 4 号 676 頁）。2 は誤り（最大判昭和 25・10・11 刑集 4 卷 10 号 2037 頁。尊属殺重罰規定を違憲とした最大判昭和 48・4・4 刑集 27 卷 3 号 265 頁も、親子関係を「社会的身分」であるとはしていない）。3 は正しい（最大判昭和 26・8・1 刑集 5 卷 9 号 1709 頁）。4 と 5 は正しい。憲法 14 条 1 項後段が特に差別が許されない事柄をあげたものと解する立場からすれば、「社会的身分」の意味も限定してとらえられることになり、D Eのように、「人の生まれによって決定される社会的地位又は身分」、又は、「人が社会において一時的ではなく占めている地位で、自分の力ではそれから脱却できず、それについて事実上ある種の社会的評価が伴っているもの」を指すと主張されている。

問題 23

【正解】 4

【解説】 2 年次対象。法の下での平等について判例の知識を問うやや発展的な問題。再婚禁止期間違憲判決（最大判平 27・12・16 民集 69 卷 8 号 2427 頁）は、本件規定が「婚姻に対する直接的な制約を課すことが内容となっている」ことも踏まえ（2 は誤り）、「区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立法目的との関連において合理性を有するものであるかどうかという観点から」違憲審査を行い（1 は誤り）、DNA 検査技術が進歩した現在でも、父性の推定の重複を回避するための制度を維持するという立法目的に合理性を認めつつ（3 は誤り）、本件規定のうち 100 日超過部分は、立法目的との関連において合理性を欠き違憲であると判断したが（4 は正しい）、「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合など」に当たらず（5 は誤り）、国家賠償法 1 条 1 項の規定の適用上違法の評価を受けるものではないとした。

問題 24

【正解】 3

【解説】 共通問題。表現の自由と名誉毀損に関連する判例の知識を問うやや発展的な問題。1 はインターネットの個人利用者の表現行為による名誉毀損の場合でも、同罪の成立を否定する要件は緩和されないとした最決平成 22・3・15 民集 64 卷 2 号 1 頁、2 は北方ジャーナル事件判決（最大判昭和 61・6・11 民集 40 卷 4 号 872 頁）、4 は長崎教師批判ピラ事件判決（最判平成元・12・21 民集 43 卷 12 号 2252 頁）など、5 はサンケイ新聞事件判決（最判昭和 62・4・24 民集 41 卷 3 号 490 頁）の判旨に照らしてそれぞれ正しい。3 は、サンケイ新聞事件判決（最判昭和 62・4・24 民集 41 卷 3 号 490 頁）が反論権の制度は憲法 21 条 1 項に違反するとは判示していないため誤りである。

問題 25

【正解】 1

【解説】 2 年次対象。既修者試験 2013 年度第 23 問。人身の自由に関する判例の知識を問うやや発展的な問題。1 は最大判昭和 30・12・14 刑集 9 卷 13 号 2760 頁において、本問にあるような緊急逮捕の制度（刑訴 210 条）を「憲法 33 条規定の趣旨に反するものではない」としており正しい。2 は最大判平成 11・3・24 民集 53 卷 3 号 514 頁，3 は最決平成 11・12・16 刑集 53 卷 9 号 1327 頁，5 は最大判昭和 23・3・12 刑集 2 卷 3 号 191 頁の判旨に照らしてそれぞれ誤りである。

問題 26

【正解】 4

【解説】 2 年次対象。選挙権及び選挙制度に関する判例の知識を問うやや発展的な問題。1 は戸別訪問禁止合憲判決（最判昭和 56・6・15 刑集 35 卷 4 号 205 頁），2 は小選挙区制合憲判決（最大判平成 11・11・10 民集 53 卷 8 号 1704 頁）等，3 は三井美唄炭坑労組事件判決（最大判昭和 43・12・4 刑集 22 卷 13 号 1425 頁），5 は在外国民選挙権訴訟（最大判平成 17・9・14 民集 59 卷 7 号 2087 頁）の判旨に照らしてそれぞれ正しい。4 については、特別永住者選挙権訴訟（最判平成 7・2・28 民集 49 卷 2 号 639 頁）において、選挙権を付与する措置を講じても憲法に違反しないとされたのは、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるもの」であり、外国人一般を対象としていないため誤りである。

問題 27

【正解】 2

【解説】 共通問題。生存権に関する主要な判例の知識と理解を問う基礎的な問題。1 は朝日訴訟（最大判昭和 42・5・24 民集 21 卷 5 号 1043 頁），3 は堀木訴訟（最大判昭和 57・7・7 民集 36 卷 7 号 1235 頁），4 は学生無年金訴訟（最判平成 19・9・28 民集 61 卷 6 号 2345 頁），5 は塩見訴訟（最判平成元・3・2 判時 1363 号 68 頁）の最高裁判決の判旨に沿う。2 は、いわゆる 25 条 1 項・2 項分離論をとったことで知られる堀木訴訟 2 審判決（大阪高判昭和 50・11・10 判時 795 号 3 頁）の判旨であるが、最高裁はかかる分離論をとっていない。

問題 28

【正解】 4

【解説】 2 年次生向け。既修者試験 2010 年度第 23 問改題。労働基本権に関する基本的な理解と、関連する判例の知識・理解を問うやや発展的な問題。

1 から 3 は学説上、通例このように理解されており正しい。

4 は誤り。国労広島地本事件最高裁判決（最判昭和 50・11・28 民集 29 巻 10 号 1698 頁）は、「選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかは、投票の自由と表裏をなすものとして、組合員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断ないしは感情等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるから、「労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由である」としても、「組合員に対してこれへの協力を強制することは許されないというべきであり、その費用の負担についても同様に解すべき」であるとしている。

5 は正しい。三井倉庫港運事件最高裁判決（最判平成元・12・14 民集 43 巻 12 号 2051 頁）の判旨である。

問題 29

【正解】 3

【解説】 共通問題。既修者試験 2014 年度第 24 問。立法の意義についての理解と思考力を問う基礎的な問題。

1～2 及び 5. 正しい。いわゆる二重法律概念を用いた説明によれば、実質的意味での立法を、形式的意味での法律によって行うことが立法である。この実質的意味での立法を法規と理解し、法規を、権利を制限し義務を課す規範と理解すると、問題文に引用した内閣法 11 条の規定や実務を整合的に説明できることになり、法規に行政各部の組織規範を含めて理解すると、同じく国家行政組織法 3 条 2 項の規定を整合的に説明できることになる。

3. 誤り。これに対して、二重法律概念は、立憲君主制の下での発想で、国民主権の日本国憲法にふさわしくないとして、形式的法律概念への一本化を主張する立場がある。この立場では、たしかに、憲法の下で最高位の法規範である法律を制定することが立法であるということに一応なるが、だからといって、条約と法律の形式的効力が等しいと解さなければならないわけではなく、むしろ条約の誠実な遵守を定める憲法 98 条 2 項をどのように解するかによって、両者の効力関係は決まることになる。

4. 正しい。二重法律概念によりつつ、法規を一般的・抽象的規範であると理解しても、そのことから直ちに法律が一般的・抽象的なものでなければならないことにはならず、一般的・抽象的規範が形式的意味の法律により定められなければならないだけである。

問題 30

【正解】 4

【解説】 共通問題。違憲審査制に関する判例の理解及び思考力を問う基礎的な問題。アは警察予備隊訴訟判決（最大判昭和 27・10・8 民集 6 卷 9 号 783 頁）に照らして正しい，イは札幌税関検査事件判決（最大判昭和 59・12・12 民集 38 卷 12 号 1308 頁）に照らして誤り，ウは第三者所有物没収事件判決（最大判昭和 37・11・28 刑集 16 卷 11 号 1593 頁）に照らして正しい。エについては，条約優位説に立つと条約は違憲審査の対象となり得ないので正しい。オについては，前段が一般的効力説であり後段が個別的効力説になっているので誤り。